（業務執行組合員の範囲等）

第七十条の十四　法第五十七条の六第一項ただし書に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる任意組合等（同項に規定する任意組合等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約によつて成立する組合　当該組合の組合員のうち同法第六百七十条第三項（業務の決定及び執行の方法）に規定する業務執行者（当該業務執行者が複数あるときは当該業務執行者のうち一の業務執行者とし、業務執行者が存在しないときは当該組合の組合員のうち一の組合員とする。）

二　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合　当該投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組合員（当該無限責任組合員が複数あるときは、当該無限責任組合員のうち一の組合員とする。）

三　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条（定義）に規定する有限責任事業組合　当該有限責任事業組合の業務を執行する同法第二十九条第三項（会計帳簿の作成及び保存）に規定する組合員

四　外国の法令に基づいて設立された団体であつて前三号に掲げる組合に類似するもの　前三号に定める者に準ずる者

2　法第五十七条の六第一項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、財務省令で定める事項を記載した届出書に、前項各号に掲げる任意組合等に係る組合契約の契約書その他これに類する書類の写しを添付し、これを当該任意組合等に係る業務執行組合員（同条第一項に規定する業務執行組合員をいう。以下この条において同じ。）の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3　法第五十七条の六第一項ただし書の規定による届出書を提出した業務執行組合員は、当該届出書に記載した事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書に第一項各号に掲げる任意組合等に係る組合契約の契約書その他これに類する書類の写しを添付し、速やかに、これをその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4　法第五十七条の六第一項ただし書の規定による届出書を提出した任意組合等が解散し、かつ、その清算が結了した場合には、当該清算に係る清算人は、その旨を記載した届出書を当該任意組合等に係る業務執行組合員の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

5　法第五十七条の六第一項ただし書の規定による届出書を提出した任意組合等の事業に係る課税資産の譲渡等については、法第五十七条の四第一項から第三項までの規定により適格請求書等に記載することとされている事項のうち同条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号に掲げる事項は、これらの規定にかかわらず、当該任意組合等のいずれかの組合員の氏名又は名称及び当該組合員の法第五十七条の二第四項の登録番号並びに当該任意組合等の名称とすることができる。

第七十五条第一項第六号イ⑴中「第三十条第一項」を「第三十条第八項第一号ニ」に改め、同条第四項第一号イ、第二号イ及びロ並びに第三号イ中「百十分の七・八」の下に「（当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は軽減対象課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については、百八分の六・二四）」を加える。

第七十六条第四項中「第五十八条第二項第二項及び第三項、第五十八条の二第二項」を「第五十八条の二第二項及び第三項、第五十八条の三第二項」に、「並びに」を「、第七十条の十三並びに」に、「と、第五十四条第三項」を「と、「同号」とあるのは「法第三十条第九項第二号」と、第五十四条第三項」に、「第五十八条第二項及び第五十八条の二第二項」を「第五十八条の二第二項、第五十八条の三第二項及び第七十条の十三第一項」に改める。

（消費税法施行令等の一部改正）

第二条　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「及び附則第八条第二項」を削り、同条第二項中「及び第六条第一項」を削る。

附則第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで　削除

第三条　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「当該対価の額に、」を「第一号に掲げる資産の譲渡の対価の額については、これらの資産の譲渡の対価の額に」に、「第一号」を「同号」に、「を同号に掲げる資産の譲渡の対価の額とし」を「とし、第二号に掲げる資産の譲渡の対価の額については、これらの資産の譲渡の対価の額に」に、「第二号」を「同号」に、「を同号に掲げる資産の譲渡の対価の額として、消費税法第二十八条第一項の規定を適用する」を「とする」に改め、同条各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、第一号に掲げる資産の譲渡に係る消費税の課税標準は、当該資産の譲渡の対価の額（当該対価の額に消費税額等（その資産の譲渡につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）が含まれる場合には、当該対価の額に百十分の百を乗じて算出した金額）とし、第二号に掲げる資産の譲渡に係る消費税の課税標準は、当該資産の譲渡の対価の額（当該対価の額に消費税額等が含まれる場合には、当該対価の額に百八分の百を乗じて算出した金額）とする。

附則第六条に次の二項を加える。

2　事業者が、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号。次項及び附則第十三条において「二十四年消費税法改正法」という。）附則第五条第三項並びに消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第五十六号）附則第五条第一項及び第三項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を行つた場合における当該課税資産の譲渡等に係る前項の規定の適用については、同項中「百十分の百」とあるのは、「百五分の百」とする。

3　事業者が、二十四年消費税法改正法附則第十六条第一項において準用する二十四年消費税法改正法附則第五条第三項並びに消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）附則第五条第一項本文及び第三項本文の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を行つた場合における当該課税資産の譲渡等に係る第一項の規定の適用については、同項中「百十分の百」とあるのは、「百八分の百」とする。

附則第七条中「同法第三十二条第一項第一号に規定する他の者から受けた」を「当該」に、「ものとして、同号」を「部分の金額として、同法第三十二条第一項第一号」に改める。

附則第八条第一項中「同法第三十八条第一項に規定する」を「当該」に、「ものとして、同項」を「部分の金額として、同法第三十八条第一項」に改める。

附則第九条第一項中「を、同条第一項に規定する」を「を、当該」に、「ものとして、同項」を「部分の金額として、同条第一項」に改める。

附則第十一条第一項中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改める。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

（飲食料品の譲渡を行う中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）

第十一条の二　飲食料品の譲渡（改正法附則第三十四条第一項第一号又は改正法第五条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新法」という。）別表第一第一号に掲げる飲食料品の譲渡をいう。以下この項において同じ。）を行う新法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者の三十一年適用日の属する課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。以下この項及び次条において同じ。）から平成三十五年九月三十日の属する課税期間までの各課税期間における次に掲げる事業については、消費税法施行令第五十七条第五項第二号に規定する第二種事業として、新法第三十七条第一項の規定を適用する。

一　農業（飲食料品の譲渡を行う部分に限る。）

二　林業（飲食料品の譲渡を行う部分に限る。）

三　漁業（飲食料品の譲渡を行う部分に限る。）